

相楽東部広域連合教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例

平成 21 年 3 月 13 日
条 例 第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)の規定に基づき、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件について必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第 2 条 教育長の給与は、給料、期末手当及び退職手当とする。

(給料)

第 3 条 教育長の給料は月額 560,000 円とする。

(期末手当)

第 4 条 教育長の期末手当の額は、和束町の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(昭和 41 年和束町条例第 3 号)の規定を準用する。

2 前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の職員の例による。

(旅費)

第 5 条 教育長の旅費の種類及び金額は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食事料とし、その額は一般職の職員に支給する旅費の例による。ただし、日当、宿泊料、食事料については、100分の20を加算した額とする。

(給与及び旅費の支給方法)

第 6 条 教育長の給与及び旅費の支給方法は、一般職の職員の給与及び旅費の支給方法の例による。

(勤務時間その他の勤務条件)

第 7 条 教育長の勤務時間その他の勤務条件は、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年条例第 1 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年条例第 1 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。